

大阪公立大学における社会連携の内部質保証に関する方針

2023年6月27日
社会連携推進本部会議

1 趣旨

本方針は、「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」（以下「内部質保証方針」という。）に基づき、社会連携を担当する推進責任者（以下「推進責任者」という。）が実施する内部質保証に関し、必要な事項を定める。

2 自己点検・評価の実施

推進責任者は、社会連携推進本部会議において、社会連携に関する内部質保証を推進するため、「大阪公立大学大学評価基本方針」（以下「評価基本方針」という。）及び「大阪公立大学自己点検・評価実施要項」（以下「自己点検実施要項」という。）に基づき、概ね3年ごとに自己点検・評価を行う（内部質保証方針の4（1））。また、その前提として、内部質保証方針の4（2）に基づき、社会連携の状況について恒常的かつ継続的に点検・評価を実施する。

3 自己点検・評価の内容

概ね3年ごとに実施する自己点検・評価は、自己点検実施要項に基づき実施する。

4 点検・評価の項目

内部質保証の推進のため恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- (1) 社会連携の実施体制及び支援・推進体制
- (2) 社会連携活動の状況・実績
- (3) 社会連携活動への参加者等の満足度の状況
- (4) 上記のほか、社会連携推進本部会議が必要と認めた事項を点検・評価の項目として加えることができる。

5 点検・評価の実施方法

推進責任者は、社会連携活動に係る各課所管情報や参加者へのアンケートを活用するほか、必要に応じて関係者から社会連携に関する意見を聴取するものとする。あわせて、法人評価、教員活動点検・評価等の学内の他の評価及び第三者評価の結果を自己点検・評価及びその前提として恒常的かつ継続的に実施する点検・評価に活用する。

6 点検・評価基準

恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の基準は、次のとおりとする。

- (1) 社会連携を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。
- (2) 社会連携活動が適切に行われ、成果を上げていること。

7 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 恒常的かつ継続的な点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合、評価基本方針及び「大阪公立大学大学評価による改善に係る基本方針」に基づき、推進責任者は、その措置について検討を行い、改善方策及びスケジュールを策定する。策定した改善方策等を大阪公立大学大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）に報告する。
- (2) 推進責任者は、大阪公立大学内部質保証会議より要請を受けた改善計画を実施し、大学評価委員会に改善の実施状況を報告する。

附 則

この方針は、2023年8月1日より施行する。